

第5章の解説

■解説 5.1：非常用照明

(1)非常用照明装置

1)概要

①地震・火災等による事故停電の際、避難および初期消火、通報が可能なように予備電源により30分以上非常点灯する。

②非常点灯時は、床面で1 [lx]以上となるようにする。ただし、蛍光灯のときは、火災時の周囲温度の上昇を考慮し、2 [lx]以上となるように設計する。器具の主要部分は、不燃材料を用いる。

③白熱電球を蓄電池または発電機の併用による予備電源で点灯させるものが多い。常時使用している蛍光灯を点灯させる方式もある。

④予備電源は、建物全体の非常用照明を一括してまかなう「電源別置型」の蓄電池または発電機によるものとするか、非常用照明器具に蓄電池を内蔵した「電池内蔵型」のいずれかとする。

2)非常用照明装置の設置基準

非常用照明装置の設置基準は、建築基準法施行令第126条の4で定められており、以下の部分には非常用照明装置を設置することが義務づけられている。

①劇場、映画館、演芸場、公会堂、集会場、病院、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎、老人ホーム、児童福祉施設、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、バー、遊技場、飲食店、10 m²を超える物販店などの建築物の居室

②3階以上で延べ面積が500 m²を超える建築物の居室

③有効採光面積の合計が床面積の1/20未満となる居室

④延べ面積が1000 m²を超える建築物を居室

⑤以上の居室から、地上に通じる廊下、階段などの通路

⑥以上の部分で、通常を照明装置を要する部分

なお、一戸建て住宅、共同住宅の住戸等、病院の病室等、学校、体育館等などには設置しなくてもよい。

(2)非常用進入口灯

31m以下の3階以上の各階には非常用進入口を設け、その外壁に赤色灯を設ける（建築基準法施行令第126条の6,7）。

(3)誘導灯

1)概要

①避難口誘導灯は、避難口であることを表示した緑色の灯火とし、防火対象物の避難口の上部などに設ける。

②通路誘導灯は、避難の方向を明示した緑色の灯火とし、防火対象物の廊下、階段、通路などに、避難上有効なものとなるように設ける。階段・傾斜路に設ける場合、踏面・踊り場の中心線の照度を1 [lx]以上とする。階段に設ける場合、避難方向の明示は不用

③客席誘導灯は、客席の照度が0.2 [lx]以上となるように設ける。

④誘導灯には、非常電源を附置する。

2)誘導灯の設置基準

消防用設備としての誘導灯の設置基準は、消防法施行令第26条で規定されている。避難口誘導灯、通路誘導灯が必要な部分は、以下の通りである。

①防火対象物の中で、劇場・映画館等、公会堂等、キャバレー等、遊技場等、料理店等、飲食店、百貨店・物販店等、旅館・ホテル等、病院・診療所等、老人福祉施設・児童福祉施設等、幼稚園・養護学校等、図書館・博物館等、蒸気浴場等、複合施設、地下街などの全階

②防火対象物（一戸建住宅等を除いた多くの建築物）の地階、無窓階、11階以上の階

客席誘導灯は、劇場・映画館等、公会堂等で設置が必要となる。